

感染防止対策に係る運営・行動規範ひな形

障害者及び高齢者の入所施設に向けて、事業所の運営や職員の皆さまの行動に関する規範を作成していただくための「ひな形」を改訂しましたので御活用ください。

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員等（※清掃・調理・人材派遣など委託業者等を含む。以下、同じ）は出勤前に検温・体調確認を必ず行い、発熱や風邪症状（※）がある職員等の出勤は停止するとともに、速やかな受診を勧奨 <small>※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間も含む</small> ・ 勤務中に体調不良を認めた場合は、直ちに帰宅させるとともに、受診を勧奨 ・ 業者など来訪者のマスク着用、入場時等における手指の消毒、手洗いの徹底 ・ 来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状がある者の入場を禁止 ・ 発熱者等が無理して勤務しなくてもよいように事業者として休みやすい体制、休みの職員等が出た場合に備え、バックアップ体制（※）などの整備 <small>※ 同僚が休んでもいよいよ普段から情報共有を心掛ける <small>※ 気軽に連絡・相談ができる職場環境の構築 <small>※ 上司、同僚等に気兼ねして体調不良時に出勤することが感染を広げる原因となることを理解させる</small></small></small>
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設への大人数の来訪を制限 ・ 部屋の換気を最低30分に一度以上実施（2つの方向の窓を同時に開けるなど効果的な換気） ・ ロッカールーム等、対人距離（約2m間隔）の確保が難しい部屋・スペースについて一度の利用人数を制限 ・ テレビ会議やWeb会議などの活用
飛沫感染、エアロゾル感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員等のマスク着用、手指の消毒、手洗い、効果的な換気の徹底 ・ 自宅や家族間においても体調不良者がいる場合、相互にマスクを着用 ・ 不特定多数の人が触る箇所など、施設内の定期的な消毒 ・ 職場内の飲食時や喫煙時の感染対策の徹底 <small>※ 職場内での飲食、喫煙については、マスクを外すので、基本は会話をしない、距離をとることを徹底</small>

移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居場所の切り替わり時（休憩室、更衣室、喫煙室等）に感染リスクが高まることへの注意喚起
職場外行動での自己管理の励行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場外において、基本的な感染対策を徹底するとともに、感染拡大期には感染リスクの高い行動を自粛する^(※)など、自らが感染しないための自己管理を励行 ※ 大人数での会食や不特定多数の人の集まる場への参加の自粛
受診・検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大期においては、原則として事業所の職員等全員を対象に漏れなく検査を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微でも発熱や風邪症状がある場合は、職員の速やかな受診を勧奨するとともに、その状況を確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員等の家族で少しでも体調が悪い者が出た場合には、施設で保管する抗原定性検査キット等により、職員等に対し速やかに検査を実施
面会について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者、家族の交流の機会を確保するように努めること ・ 面会を実施する場合は感染対策を講じて実施 ・ 対面での面会を制限せざるを得ない場合にはオンライン又は窓越しでの実施を検討

【参考マニュアル類】

次のマニュアル類も参考に、事業所の実態に合わせて作成してください

- ・ 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（最新版：R4.12.27付け第6版）」（（一社）日本渡航医学会、（公社）日本産業衛生学会作成）
- ・ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（公社）日本産業衛生学会作成）
- ・ 「マスク着用の考え方の見直し等について」（R5.2.10付け厚生労働省事務連絡）
- ・ 「マスク着用の考え方の見直し等（特に障害福祉サービス事業所等における取扱い）について」（R5.2.14付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
- ・ 「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（R3.11.24付け厚生労働省事務連絡）
- ・ 高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて（R5.1.31付け厚生労働省事務連<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

※参考マニュアル掲載ページURL（日本産業衛生学会HP）：<https://www.sanei.or.jp>

事務連絡掲載ページURL（厚生労働省HP）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00014.html